

要介護認定申請～判定結果の流れ

①申請

介護保険サービスの利用を希望する方は、高齢福祉課窓口又は電子申請にて申請してください。また、申請手続は本人・家族が原則となりますが、本人・家族の依頼により、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からの申請も可能です。

★申請に必要なもの

- (1)「介護保険被保険者証(本人)」
- (2)「マイナンバーカード(本人)」もしくは「通知カード(本人)」
- (3)「医療保険証(本人)」
- (4)「介護保険要介護認定等申請書」
- (5)「訪問調査実施に関する事前確認票」

※(4)及び(5)はあま市公式ウェブサイトでも事前にダウンロードできます。

②一次判定

申請書に基づき、(1)「訪問調査」を行い、(2)「主治医意見書」を揃えたうえで、調査項目に対するコンピュータ判定を実施します。

(1)訪問調査

市及び市が委託した調査員が、被保険者の居住地(自宅・施設等)に訪問し、心身の状態や日常生活の能力等を調査します。

(2)主治医意見書

申請書の「主治医(かかりつけ医)」に記載した医療機関に対して、心身の状況等に基づいた「主治医意見書」の記入を依頼します。

③二次判定(審査・判定)

保健、医療又は福祉の学識経験者によって構成された介護認定審査会にて、訪問調査及び主治医意見書の内容に基づき、二次判定(審査・判定)を行います。

④判定結果の通知

判定結果は、原則 30 日以内に被保険者の住所地へ郵送します。また、判定結果に応じて、利用したい介護サービスを選択しますが、今後の介護サービスについての詳細・不明点等のご相談は、下記へお問い合わせください。

●あま市社会福祉協議会地域包括支援センター	
【七宝地区】七宝老人福祉センター内	441-1681
【美和地区】美和総合福祉センターすみれの里内	446-0611
【甚目寺地区】甚目寺総合福祉会館内	443-4291
●あま市地域包括支援センター(高齢福祉課)	444-3159
●高齢福祉課	444-3141